

市民部

議案第 97 号 令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 5 号）

のうち、市民部の所管する部分について

それでは、議案第 97 号令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 5 号）のうち、市民部が所管する部分についてご説明いたします。

最初に、歳入でございます。

補正予算説明書の 14 ページをお願いします。

款 16 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、節 1 総務管理費国庫補助金、説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、氏名の振り仮名法制化におけるシステム改修にかかる国庫補助金です。

以上、歳入の説明といたします。

次に、歳出について、ご説明いたします。

18 ページをお願いします。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 19 自治振興費、説明欄 1、自治振興推進費は、市有地隣接地への影響調査を行うための必要経費であり、説明欄 2 コミュニティセンター管理運営費は、著作権侵害に伴う賠償金を支払うための経費であります。

項 3 戸籍住民基本台帳費、目 1 戸籍住民基本台帳費、説明欄 1、
戸籍住民基本台帳事務管理費は、氏名の振り仮名法制化におけるシ
ステム改修に要する経費であります。

歳出の説明は以上でございます。

以上、議案第 97 号令和 6 年度大津市一般会計補正予算（第 5 号）
のうち、市民部が所管する部分についてのご説明といたします。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。